

有期契約労働者を雇用する 事業主の皆様へ

～有期契約労働者の雇用管理の改善に関するガイドライン～

本ガイドラインは、**契約を数回更新しているようなフルタイム有期契約労働者を主な対象**としていますが、それ以外の有期契約労働者（有期契約の短時間労働者等）についても、その就業の状況等を踏まえて、適宜参考にしてください。

ガイドラインの趣旨

フルタイム有期契約労働者（※1）については、短時間労働者（※2）の雇用管理の改善等に関する法律（パート法）等の適用やそれに基づく支援措置等の対象として位置づけられておらず、雇用管理の改善への取組が十分に行われていない状況にあります。

本ガイドラインは、このような有期契約労働者の雇用管理の改善が図られるよう、労働関係法令等を踏まえて、

1. 事業主の皆様が講ずべき必要な事項
 2. よりよい雇用管理の実施を図るために配慮することが望ましい項目
- をまとめたものです。

事業主に直接雇用されている労働者

雇用期間の
定めのない
短時間労働者

雇用期間の
定めのある
短時間労働者

雇用期間の
定めのある
フルタイム労働者
(フルタイム
有期契約労働者)

雇用期間の
定めのない
フルタイム労働者
(通常の労働者)



本ガイドラインの対象

※これ以外の有期契約労働者（雇用期間の定めのある短時間労働者等）についても、その就業の状況等を踏まえて、適宜参考にしてください。

※1 フルタイム有期契約労働者とは、1週間の所定労働時間が通常の労働者と同じ有期契約労働者をいいます。また、本ガイドラインにおいて、通常の労働者とは、期間の定めのない雇用契約を締結している労働者であって、短時間労働者でない者をいいます。

※2 短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が通常の労働者に比べ短い労働者のことです。